

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築物エネルギー消費性能適合性判定
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条 新座市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）
	参考事項	解釈文書等 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について」(平成29年3月15日 国住建環第215号 国住指第4190号) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(令和3年1月29日 国住建環第24号)
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	法の定めに基づく
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）